

## 七タプロジェクト推進支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「七タプロジェクト推進支援業務委託」の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うために必要な手続き等について定めるものである。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 七タプロジェクト推進支援業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 契約締結日から平成31年3月31日まで

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年小郡市告示第27号)に基づく指名停止を受けていない者。(公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者。)
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者。(公告から受託候補者の特定の日までの期間内に警告又は注意を受けていない者。)
- (4) 平成25年以降に完了した本プロポーザルにかかる業務と同種又は類似の業務実績が1件以上ある者。

### 3 提案に係る日程

- (1) 公告・実施要領公表 平成30年7月18日(水)
- (2) 質疑受付期間 平成30年7月18日(水)～7月27日(金) 午後5時まで
- (3) 質疑回答期限 平成30年7月31日(火)
- (4) 参加表明書提出期間 平成30年7月18日(水)～8月10日(金) 午後5時まで
- (5) 提案資格確認通知及び提案書提出要請 平成30年8月15日(水)
- (6) 提案書提出期間 平成30年8月17日(金)～8月30日(木) 午後5時まで
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング実施日  
平成30年9月5日(水) 予定
- (8) 審査結果通知及び公表 平成30年9月下旬

### 4 担当部局

小郡市役所 環境経済部商工・企業立地課商工観光係 担当：武久、牟田  
〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1  
TEL：0942-72-2111(内線142)  
FAX：0942-72-5050

## 5 参加表明書の提出手続き

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類 (各 1 部)

- ① 公募型プロポーザル参加表明書 (様式第 1 号)
- ② 「2 参加資格」(4)の要件を満たすことを証する書類 (契約書の写しなど)
- ③ 会社概要 (パンフレット等)

### (2) 提出期限

平成 30 年 8 月 10 日 午後 5 時まで

### (3) 提出場所

「4 担当部局」へ提出

### (4) 提出方法

持参又は郵送 (提出期限必着)

### (5) その他留意事項

- ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書の提出はできないものとする。
- ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者が負担すること。
- ③ 提出された参加表明書は、返却しないものとする。
- ④ 提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めないものとする。
- ⑥ 参加表明書の内容に虚偽の記載が判明した場合は、参加表明書は無効とする。
- ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

## 6 提案書の提出手続き

### (1) 提出書類 (原本 1 部 写し 6 部)

#### ① 提案書 (様式第 7 号)

- ・表紙のみ「様式第 7 号」を使用すること。
- ・A 4 版・両面印刷可・長辺綴じ。資料の都合上、部分的に A 3 版を使用する場合は、片袖折りにして綴じこむこと。
- ・提案書中には提案者名が判別できる記載を行わないこと。
- ・業務実施体制及び作業工程表が分かる書類を含むこと。

#### ② 見積書

- ・提案額総額及び業務ごとの明細が分かる形で作成すること。(任意の様式で可)
- ・消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書の上限額は、「7 提案上限価格」に示す費用の上限額を予定価格とすること。(消費税及び地方消費税を含む。)

③ 業務実績書

- ・提案者が平成25年度以降に実施した事業のうち、本業務委託に同種又は類似の業務の実績数及び概要が分かるよう作成すること。（任意の様式で可）

(2) 提出期限

平成30年8月30日（木） 午後5時まで

(3) 提出場所

「4 担当部局」へ提出

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(5) その他留意事項

- ① 提出期限までに提案者として提案資格を確認した旨の通知を受けなかった場合、提案書の提出はできないものとする。
- ② 提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者が負担すること。
- ③ 提出された提案書は、返却しないものとする。
- ④ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めないものとする。
- ⑥ 提案書の内容に虚偽の記載が判明した場合は、提案書は無効とする。
- ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7 提案上限価格

本業務の提案上限価格は1,600,000円とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

8. 実施要領に対する質問

(1) 提出期限

平成30年7月18日（水）～7月27日（金） 午後5時まで

(2) 提出場所

「4 担当部局」へ提出

(3) 提出方法

- ・様式は、任意の様式で可。
- ・持参、FAX、又は電子メールにて提出すること（提出期限必着）。なお、口頭（電話等）での質問は受け付けない。

(4) 回答方法

- ・当該質問者に対し、FAX又は電子メールにて回答書を送付する。ただし、全業者にかかる質問への回答については、小郡市ホームページにおいて公表する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等をもとに、次の通りプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施日  
平成30年9月5日(水)(予定)
- (2) 開催時間及び開催場所  
小郡市役所(未定)
- (3) 所要時間(目安)  
プレゼンテーション 20分  
ヒアリング 10分 計30分
- (4) 審査基準  
別紙「七タプロジェクト推進支援業務委託審査基準」を参照。
- (5) その他留意事項
  - ・提案書の提出が5者以上あった場合は、委員長が「七タプロジェクト推進支援業務委託提案審査基準」提出された提案書の事前審査を実施し、プレゼンテーションを実施する提案者を決定する。
  - ・プレゼンテーションの参加人数は3人までとする。
  - ・プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとし、「七タプロジェクト推進支援業務委託提案審査基準」の審査項目及び評価指標について重点的に説明すること。
  - ・プレゼンテーションに必要な機材等は、スクリーン及びプロジェクタを除き、提案者が用意すること。
  - ・プレゼンテーション及びヒアリングは提案者が一者の場合でも行う。
  - ・提出された提案書等に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

#### 10 受託候補者の特定方法

- (1) 提出された提案書をもとに、プレゼンテーション等をとおして、別紙「七タプロジェクト推進支援業務委託審査基準」に基づき採点し、審査委員会の議を経て、受託候補者を特定する。
- (2) 審査委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 基準点は、300点(60点×審査委員5名)とし、全ての提案者が基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、本プロポーザルは流会とする。
- (4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。
- (5) 最高得点者が2者以上ある場合は、以下の審査項目の順に2者の得点を比較し、得点が高いものを受託候補者とする。
  - ① 提案の内容
  - ② 実施体制
  - ③ 実績
  - ④ 業務理解度
- (6) 次順位者の繰り上げ  
受託候補者が、業務委託契約を履行できない事由が生じた場合、次順位以下となった提案

者のうち、評価等が上位であった者から順に、業務委託についての交渉を行うものとする。

#### 1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備があった場合

#### 1 2 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号、第9号）により提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案された企画の概要及び選定理由は、小郡市ホームページ上で公表する。
- (3) 審査結果及び審査内容については、小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

#### 1 3 各関係法令の順守

受託事業者は、各関係法令並びに小郡市条例、規則、規程及び要綱を遵守することを誓約するものとする。

#### 1 4 この要領に定めのないことは、委員長が別に定める。